

# けんぽニュース

- 1.「賞与支払届」及び「算定基礎届」の通知文書及び届出用紙は6月19日頃送付予定です。  
算定基礎届について、今年も日本年金機構の「総括表」、健保組合の「総括表」どちらも健保組合にご提出いただくことになりました。詳細等は健保組合の算定基礎届の通知文をご確認いただき、提出書類の不備無きようご協力のほどお願いいたします。  
※尚、6月16日の算定基礎説明会に出席される事業所様につきましては、当日用紙等お渡ししています。  
○「算定基礎届」については、7月3日(月)から10日(月)の期日内に、必ずご提出下さい。  
○賞与を支給された事業所様は「賞与支払届」を必ずご提出下さい。
- 2.「資格取得届」及び「被扶養者異動届」については必ずマイナンバーの届出をお願いいたします。(マイナンバーの届出用紙はホームページの用紙ダウンロードをご利用下さい。)
- 3.「海遊館」「布引ハーブ園」の利用補助を今年度も実施しています。けんぽだより春号や、ホームページにも「チケット引換券」を掲載しておりますので、どうぞご利用ください。



## ～熱中症を予防するために事業主が行うべき健康管理～

本屋敷（もとやしき）  
保健師からのひとこと  
アドバイス

今年は5月から暑い日が続きますね。作業中の水分摂取や涼しい衣類、体を冷やす等熱中症についてすでにかなり周知されてきていますよね。今回は事業主が行う健康管理のポイントを確認しましょう。

- ① **糖尿病、高血圧、心疾患、腎疾患等が熱中症の発症に影響を与えます。**  
健康診断の結果で血糖検査、尿検査、血圧、既往歴など異常がある場合は医師の意見を聴き就業場所や作業の転換など適切な措置を行うことが義務付けられています。50名以上の事業所は産業医に、50名未満は地域産業保健センターで相談しましょう。
- ② 高温多湿の場所で作業を行う場合、睡眠不足、体調不良、前日の飲酒、朝食の未摂取等が熱中の発症に影響を与えます。**日常の健康管理について指導を行いましょう。**
- ③ **作業開始前に労働者の健康状態を確認しましょう。**  
作業中も声を掛け合いお互いの健康に留意させましょう。
- ④ 高温多湿作業場所で作業を行った場合、作業終了後に体温を測定し、涼しい部屋で過ごす・体を冷やす・水分摂取等により**体温を下げるように努めましょう。**平熱近くになるまで一人にしないことが望ましいです。

❖従業員の皆様の健康管理で気になっている、困っていること等ございましたらお気軽に  
健保・本屋敷までご連絡ください。(本屋敷出勤日時 水・木・金 10時～17時)

上記以外にも、わからないことがあればお問い合わせ下さい。(ホームページもご利用下さい。)